

農業委員会はこんな活動をしています

農業委員会は、市町村に設置される行政委員会です。

農業委員と農地利用最適化推進委員で構成されており、以下の業務を主に行います。

農地の確保と有効利用

- ・効率的な農地利用を公正に審査
- ・農地売買・転用などの許可
- ・農地バンクの利用促進
- ・農地パトロール（農地利用状況調査）
- ・遊休農地対策 など

農地等の利用の最適化

- ・担い手への農地利用の集積・集約化（農地あっせんなど）
- ・遊休農地の発生防止・解消，新規参入の促進・農地所有者の意向把握，「地域計画」のブラッシュアップのための話し合い参加 など

農業の担い手の育成・確保

- ・農業経営の合理化により地域農業の発展を目指す
- ・農業者年金の加入推進，全国農業新聞の普及，家族経営協定の推進
- ・各種調査，情報提供活動 など

現在、37名の委員が
各地域で活動しています！

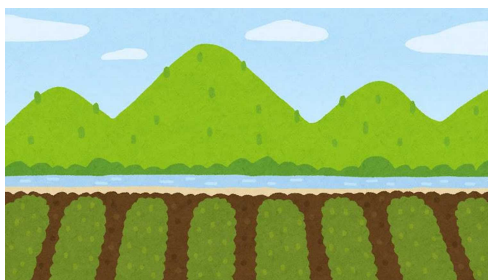
地域の農地利用を通じて、地域づくりに貢献することが農業委員会の役割です。
農地に関して分からないことや、相談したいことがあった場合は、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員へお声かけください。

農地を相続したら、届出が必要です！

法務局において、農地の相続登記が完了した後は、農業委員会への届出が必要となります。必要書類をそろえていただき、農業委員会へのご提出をお願いします。権利を取得した場合、遅滞なく届出を行うことになっています。

★農業委員会に提出するもの★

- ①農地法第3条の3の規定による届出書※
 - ②農地の権利を取得したことがわかる書類の写し
(登記完了証や全部事項証明書の写しなど)
- ※届出書の様式は、市 HP からダウンロード可能



様式第3号の3
農地法第3条の3の規定による届出書

指宿市農業委員会 期 年 月 日

姓 名 _____
フリガナ _____
氏 名 _____
電話番号 _____

下記農地（指定農地）について、____により____を取得したので、農地法第3条の3の規定により届け出ます。

記

1 権利を取得した者の氏名等

氏 名	住 所	国籍等	戸籍上の氏名

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目	登記簿	現況	面積(m ²)	備考

3 権利を取得した日
年 月 日

4 権利を取得した事由

5 取得した権利の種類及び内容

6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無

権利取得を知った日から、
おおむね10か月以内に
届け出てください。



農用地あっせん情報

令和8年8月25日委員会承認

所 在	地 目		面積(m ²)	希望内容
	登記	現況		
山川福元字大曲り	畑	畑	792	売渡
山川福元字中原	畑	畑	1,374	売渡
開聞仙田字上拂川原	畑	畑	623	売渡

※農地を買う場合や借りる場合は、認定農業者、認定新規就農者等が優先されます。また、すでにあっせんが成立している場合はご了承ください。

※詳しくは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

各種申請受付締切 10月30日(金) 第29回農業委員会総会開催日 11月25日(水)

【お問い合わせ先】 指宿市農業委員会事務局 TEL:22-2111(代表電話)

農地総務係:070-1416-7512 振興係:070-1416-7517, 070-1416-7789

地域計画係:070-1416-7948